第１３０１回　京都市教育委員会会議　会議録

１　日　　時　平成２６年1月１６日　木曜日
　　　　　　　開会　１０時００分　　　閉会　　１０時４０分

２　場　　所　京都市役所内　教育委員室

３　出席委員　委　員　長　藤原　勝紀
　　　　　　　委　　　員　星川　茂一
　　　　　　　委　　　員　奥野　史子
　　　　　　　委　　　員　秋道　智彌
　　　　　　　委　　　員　鈴木　晶子
　　　　　　　委員・教育長　生田　義久

４　傍 聴 者　０人

５　議事の概要
（１）　開会
　　１０時００分，委員長が開会を宣告。

（２）　前会会議録の承認
　　第１３００回京都市教育委員会会議の会議録について，全委員の承認が得られた。

（３）　議事の概要
　ア　議事
　　議案１件

　イ　非公開の承認
　　議案１件については，議会の議案に対しての意見の申出に関する案件であるため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

　ウ　議案事項

　　議第５２号　子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（事務局説明）
○　俣野家庭地域教育支援課長
「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」の施行から３年目を迎え，本年度は，条例の見直しの年度にあたり，８月に条例第２８条及び第３１条に基づき，「子

どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する具体的方策及び条例の見直し」について検討を進めるため，市長から「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」に対して諮問がなされた。

推進協議会においては，全市３会場での市民公聴会の開催を通して幅広い市民の意見を聞きながら，「緊急の方策」や「ソーシャルメディアの不適切対策」等について議論を重ね，答申案を作成した後，答申案に対する市民意見募集の実施や市民フォーラムの開催を経て，推進協議会答申が作成された。

推進協議会答申の内容を踏まえ，２月市会に条例改正案の付議，その後条例改正となる。

教育に関わる改正内容として，インターネットの不適切利用対策について，現行条文の「携帯電話等」を「インターネット通信端末機器」に変更することや，保護者が，携帯電話等を子どもに利用させるときに，ソーシャルメディアの利用に関する取り決めをするよう努めることを求めるなどを改正している。

（委員からの主な意見）

○無料通話アプリは便利であるが，使い方を間違えると非常に怖い。他都市では部活動の連絡に使っていると聞いたことがある。子どもたちには正しい使い方を教える必要がある。

○親がスマートフォンを持っている場合と持っていない場合とで，子どものスマートフォン所持率に違いはあるか。

○携帯インストラクターは現在何人ほどいるのか。

○条例第２６条の事業者への働きかけについて，これまでどのような取組をしてきたのか。

○スマートフォンの普及により，漢字を正しく書くことができるなど基本的な能力が低下しているように思い，心配している。

○様々な対策をしていると思うが，いつも後追いの印象がある。１年，２年先を見越した取組を進めてほしい。

（事務局）

○先日携帯インストラクターの研修をした際に，任天堂から講師を招いた。事業者も子どもの安全のために対策を進めているところである。今後も，事業所に更なる働きかけを行っていきたい。

○相関関係はわからないが，学年が上がるごとに所持率は上がっていると認識している。

○現在の携帯インストラクターは約３０人である。

○昨年度の「子どもの『携帯』利用に関する連絡会議」では事業者に対して，スマートフォンを販売する際に危険性やフィルタリング設定の周知を依頼したところである。めまぐるしいスピードで携帯電話をはじめとするソーシャルメディアが発達していく中ではあるが，事業者への協力要請も含め適切に対応していきたい。

（議決）

委員長が，議第５２号「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対して，採決を行い，各委員「異議なし」を確認。

（４）　閉会

１０時４０分，委員長が閉会を宣告。

署　名　　委員長